

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 八女市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	91.8	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.7	%
全職員	68.0	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	98.8	%
本庁課長相当職	97.4	%
本庁課長補佐相当職	99.5	%
本庁係長相当職	95.5	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	94.2	%
31～35年	96.8	%
26～30年	94.7	%
21～25年	98.1	%
16～20年	89.9	%
11～15年	93.1	%
6～10年	92.3	%
1～5年	93.4	%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

・扶養手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は84%である。

・管理職（部課長相当職）に占める男性職員の割合86%に対し、女性職員の割合は14%となっている。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、給与水準が低い「会計年度任用職員」に女性が多く、その男女比は、2：8となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。